

# 基金情報

No. 127 平成24年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成24年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	225	0	年金掛金	調定額(円) 405,626,640 収納額(円) 402,175,960 収納率 99.15%	
加入員数(人)	男子	4,286	-7	事務費掛金調定額(円)	13,743,296
	女子	2,149	0		
	計	6,435	-7		
平均標準給与月額(円)	男子	340,672	762	資産運用	信託資産額(時価) 222億7,126万円 修正総合利回り -5.61% ベンチマーク差 0.34%
	女子	229,760	1,561		
	計	303,632	977		
受給者数(人)	6,351	18	慶弔金の支給件数・金額	26件39万円	
平均年金額(円)	520,551	851	年金相談件数	326件	

## 3歳未満の子を養育されている方の標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者(加入員)の養育期間中の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者(加入員)は標準報酬月額の特例を申し出ることができます。特例を申し出ると、保険料(掛金)は実際の低い標準報酬月額で計算されるのに対し、将来の年金額は子の養育開始前の高い標準報酬月額で計算されます。

	特例開始→ 3歳までの特例期間中に標準報酬月額の変動があると図のように推移			←特例自動終了	
	子の養育開始前	標準報酬月額下がる	標準報酬月額上がる	標準報酬月額下がる	子が3歳に達する
保険料(掛金)計算に用いる標準報酬月額	260千円	220千円	280千円	240千円	240千円
年金計算に用いる標準報酬月額		260千円	280千円	260千円	

### チェックポイント!

この特例は育児休業等の取得の有無にかかわらず、3歳未満の子を養育しているために、標準報酬月額が下がっている被保険者(加入員)であれば男女問わず申出ができます。また、第1子の申出をされた方でも第2子以降も申出をすれば再度、特例措置を受けられます。育児休業等の取得をされていた方で育児休業等終了後に報酬が下がってしまった場合は「育児休業等終了時月額変更届」とあわせて是非ご利用ください。

### 《届書と添付書類》

この特例を希望する被保険者(加入員)は、事業主を通じて「養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所・当基金へご提出ください。ご提出の際は必ず以下の書類を添付してください。

#### ◇戸籍謄(抄)本または市区町村長の証明書(戸籍記載事項証明書)

子の生年月日及び申出者と子の身分関係を確認するためにご提出いただきます。母子手帳では受け付けられませんのでご注意ください。

#### ◇住民票の写し

申出者が子を養育していることを確認するためにご提出いただきます。住民票は提出日から遡って60日以内に発行されたものをご提出ください。

※基金提出分の添付書類はコピーでも構いません。

## 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の決定方法

厚生年金保険では、年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの被保険者(加入員)が、退職後継続再雇用(1日も空くことなく同じ会社に再雇用)された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に改定することができます。従来は定年により継続再雇用された方のみ取り扱いでしたが、平成22年9月より、定年制のない会社にお勤めの方、また定年制のある会社でも定年に達する前に退職して継続再雇用される方にも適用されることとなりました。なお、この取扱いは健康保険・厚生年金基金も同様です。

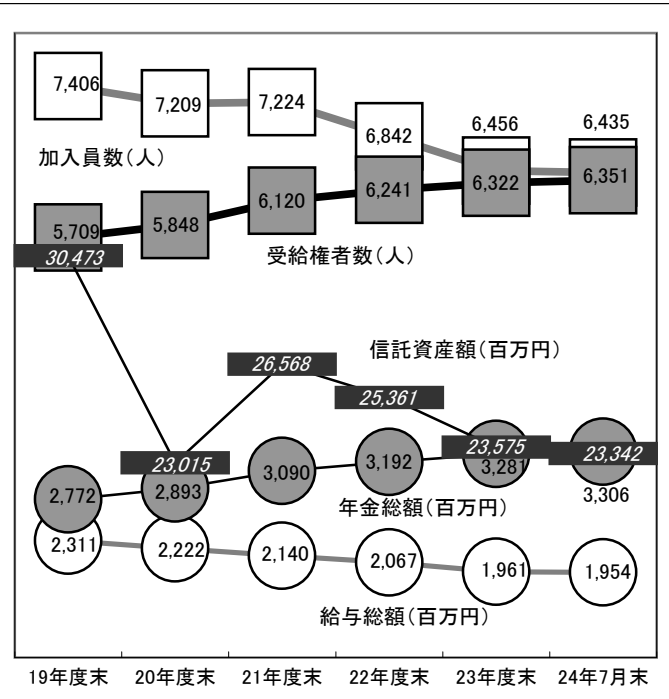
### 《届書と添付書類》

手続には下記の添付書類と「資格取得届」「資格喪失届」を同時にご提出ください。その際、取得年月日と喪失年月日が同日付であるかご確認ください。

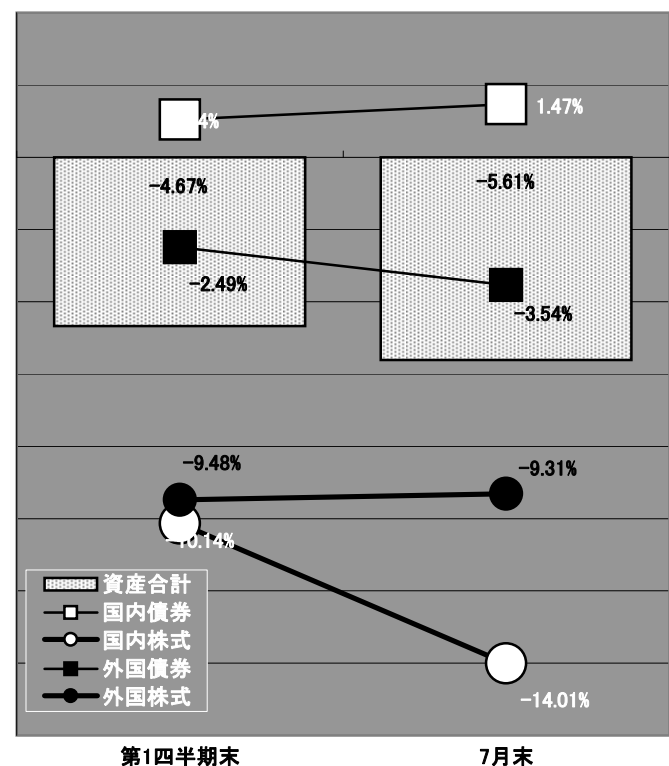
#### ◇定年年齢の記載のある就業規則または退職辞令の写し等の退職を確認できる書類と、継続再雇用されたことが確認できる書類の2点

※上記2点のかわりに「事業主の証明」でも構いません。事業主の証明は様式に指定はありませんが、退職日・再雇用日の記載があり、事業主印が押印されているものをお願いします。

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



**【お願い】**  
 当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう  
 ご配慮のお願いいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
 当「基金情報」をホームページに掲載しています  
 創刊号から直近号までご覧いただけます  
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円

### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します  
**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

### 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

### 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。  
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。  
 詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 8月分の掛金納入期限は、平成24年10月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

### 9月の予定

- 4日 財政運営・年金資産運用委員会(ガラス会館)
- 11日 理事会(ガラス会館)
- 14日 告知書(8月分)発送
- 25日 代議員会(午後3時～ ガラス会館)

**※9月分の適用関係書類の切は10月9日です。**